

令 和 3 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 錄

第 1 回定例会 3 月 2 日 開 会  
3 月 22 日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

令和3年3月15日（月曜日）

第1回南三陸町議会定例会会議録

（第8日目）

令和3年3月15日（月曜日）

---

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

会計管理者	三浦	浩君
総務課長	高橋	一清君
企画課長	及川	明君
企画課震災復興企画調整監	桑原	俊介君
管財課長	阿部	彰君
町民税務課長	阿部	明広君
保健福祉課長	菅原	義明君
環境対策課長	佐藤	孝志君
農林水産課長	千葉	啓君
商工観光課長	佐藤	宏明君
建設課長	及川	幸弘君
建設課技術参考事 (漁港担当)	田中	剛君
上下水道事業所長	佐藤	正文君
歌津総合支所長	三浦	勝美君
南三陸病院事務部事務長	佐藤	和則君

#### 教育委員会部局

教育長	齊藤	明君
教育総務課長	阿部	俊光君
生涯学習課長	大森	隆市君

#### 監査委員部局

代表監査委員	芳賀	長恒君
事務局長	男澤	知樹君

#### 選挙管理委員会部局

書記長	高橋	一清君
-----	----	-----

#### 農業委員会部局

事務局長	千葉	啓君
------	----	----

---

#### 事務局職員出席者

事務局長	男澤	知樹
------	----	----

---

議事日程 第8号

- 令和3年3月15日（月曜日） 午前10時00分 開議
- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第50号 令和2年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 3 議案第51号 令和2年度南三陸町市場事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 4 議案第52号 令和2年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第53号 令和2年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第54号 令和2年度南三陸町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第 7 議案第55号 令和2年度南三陸町病院事業会計補正予算（第4号）
- 第 8 議案第56号 令和2年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第67号 訴訟上の和解について
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。御苦労さまでございます。

本日も補正の議案から始まります。

本日の流れでありますが、補正の議案が終了後、追加議案を審査することになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において9番今野雄紀君、10番高橋兼次君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 議案第50号 令和2年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（三浦清人君） 日程第2、議案第50号令和2年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。ただいま上程されました議案第50号令和2年度南三陸町介護保険特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、歳入において決算見込みによる保険料、国庫支出金等を、歳出においては保険給付費、地域支援事業費等を計上したものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） おはようございます。それでは、議案第50号令和2年度介護保険特別会計補正予算（第3号）の細部について御説明申し上げます。

補正予算書103ページ、104ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。今補正につきましては御覧のとおり、歳入歳出の総額からそれぞれ5,732万9,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ16億5,786万7,000円と

するものでございまして、これを前年度同期と比較いたしますと、額で467万5,000円の減、率にして0.03%の減となっております。1%にも満たないものでございますので、ほぼ前年並みの予算といってよろしいかと考えてございます。

次に、歳入歳出の詳細について御説明申し上げます。

105ページにお進みください。

まず、歳入についてでございます。

1款1項介護保険料でございます。第1号被保険者、いわゆる65歳以上の方の保険料について、決算見込みによる補正を行っております。前年同期の総額見込みで申しますと600万ほど少ない見込みとなっており、例年よりやや減額幅が大きいものとなっておりますけれども、これは新型コロナウイルス感染症対策としての保険料減免の影響によるものというふうに思っております。

続きますところの3款国庫支出金から107ページ5款県支出金までにつきましては、年度内の保険給付を見込み、最終的な申請をしております交付金の額に応じた補正となっております。

続きまして、7款1項一般会計繰入金でございます。こちらも先ほど申し上げました国、県からの交付金と同様に、今年度の給付見込みに基づく町負担分について所要の補正を行ったところでございます。

続いて、歳出についてでございます。

109ページを御覧ください。

1款総務費でございます。整理予算として1項総務管理費1目一般管理費では人件費を、3項1目介護認定事業費では介護認定審査会委員報酬や認定調査委託料の減額補正を行っております。

続いて、110ページにお進みください。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費につきましては、今年度の給付見込みに基づき給付料の精査を行ったところの減額となっております。当初予算から比較いたしますと項全体で1,900万円ほどの減額となっておりますけれども、項全体から見ますと約1.4%の減額でございますので、そう大きいものではないというふうに思っております。

続いて、111ページにお進みください。

3款地域支援事業費につきましても、2款と同様に給付の見込みに基づく精査による減額をしております。1項介護予防生活支援サービス費におきましては、サービス給付に係るもの

として510万円ほどの減額としておりますが、介護予防としての通所サービスが伸びるものと想定をしておりましたところ、新型コロナウイルス感染症等の影響により、思ったほど伸びを示さなかったというものでございます。

その他、3項包括的支援事業・任意事業費におきましては、それぞれ整理予算としての事業費や人件費の減額を計上しております。

次に、113ページにお進みください。

4款基金積立金、5款諸支出金におきましても同様に予算整理を行っております。

なお、歳入歳出の観点から、6款予備費におきまして減額補正しておりますことを御理解いただきたいと思います。

簡単ですが、以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。

7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点お伺いいたします。今、サービスを使えないといいますか、使いづらいというか、あるのに、分かっている人、分かっていない人がちまたに多くおります。そういうことを掘り起こしてサービスにつなげていくということが非常に大事でないかと思われるんです。減額なんですけれども、減額補正、ほとんどそうなんですけれども、これを今後、歩いてみると、この人もあの人ももっとサービスを受ければよくなるのになと思っているところが多々あります。そういうことをこれからやっていくために、どのようにそれを見据えているかですね。今後サービスにつなげなきやならない人がいっぱいいるわけです。そこをどのように掘り下げて、掘り起こしてやっていこうとお考えなのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） そのような方がいらっしゃるということ、もしかしたらそののかもしれません。そういう方については、できる限り我々のほうとすれば既存の枠組みがございます。地域には民生委員もいます。保健福祉推進員もいます。それに加えての、あとは行政区という地域的つながりもございますので、そういうところ、どなたでも構いませんので何かしらの情報を我々にいただきながら、いただいた情報を基に必要な対応を取つてまいりますし、場合によってはケアマネジャー等々につないでサービス調整をしていくということになろうかと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） サービスを受けないでいるという人たち、一つの考え方としては固定観念、

昔からサービスを受けるのが恥ずかしいとか、今はこういう福祉サービスがあるんだよということを使えないでいるという人たちが非常に多いんですよね、歩くと。それを理解して1回サービスを使ってしまうと、あ、こうなんだというのが、使ってよかったという、みんなそういうふうになるんですけども、そのコミュニケーションですね。やっぱりここにもコミュニケーションが必要なのではないかなと思われるんです。予防の包括のほうからでもいいし介護のほうからでも行って、町の全ての人、すべからくというのも大変だと思うんですけども、行ける範囲、しおりゅう行って顔をつないで、そしてサービスにつないでいくということが非常に大事なことだと思うんです。ですから、現場重視していただけだと、非常にそれもサービスにつながっていく一つの要因になるのかなと思われますので、今後ともそういうところを努力していっていただきたいと思います。その点いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 議員おっしゃられること、一定程度そういう面も必要かもしれません。ただ、どうしても職員の数も限ります。そのために様々な地域組織を組織化してそこで情報収集をできるようにしておりますので、何も職員が全く事務所から一歩も出ないで、顔も出さないというわけではございませんので、そこはぜひ御理解いただきまして、様々な形のネットワークを使いながら情報をいただいて、もしそういった方に何か異変が起きれば必要な対応を組織として取っていくというふうなところを、今後ともそのことを続けてまいりたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第51号 令和2年度南三陸町市場事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（三浦清人君） 日程第3、議案第51号令和2年度南三陸町市場事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第51号令和2年度南三陸町市場事業特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、歳入において決算見込みによる使用料及び手数料並びに繰入金等、歳出においては市場事業費等を計上したものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） おはようございます。それでは、議案第51号令和2年度南三陸町市場事業特別会計補正予算（第2号）についての細部説明をさせていただきます。

補正予算書の124、125ページ歳入歳出予算事項別明細書をお開き願います。

内容につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ693万2,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ3,014万1,000円とするものでございます。

その詳細につきましては、次ページの126ページ、歳入を御覧いただきます。

減額の主なものにつきましては、1款1項1目卸売市場使用料について、水揚げ減少に伴う卸売市場使用料につきまして当初15億円の予定を14億円に下方修正いたしましたために、使用料50万円の減、3款1項1目一般会計繰入金については、事業費確定に伴う636万6,000円を減額するものでございます。

次に、127ページの歳出につきましては、主に1目市場管理費12節委託料において、公営企業経営戦略策定業務委託料、これを343万円、2目の漁船誘致対策費につきましては、不漁に伴い入港がなかったため7節報償費170万円をそれぞれ減額とするものでございます。

以上、簡単ですが細部説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） おはようございます。歳出の127ページですか、市場管理費の中で12節公営企業経営戦略策定業務委託料、この内容ですが、これはこの額で委託したのか、あるいは違う額で委託してこのくらい残ったのか、その辺、内容はどうなっていますか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） この12節の公営企業経営戦略の金額でございますけれども、当初1,000万弱の予算を取っておりました。この経営戦略なんですけれども、これは公営企業法で、今後10年間の経営戦略というのを今年度中に立てなければならないと決められているも

のでございますが、県漁協のほうから市場撤退というふうなことの中で、戦略を考える上で当初予算には間に合わなかったんですけれども、県漁協からも応分の負担をするべきだというふうにお話ししておりました。今般、あらかじめ町がこの委託料を払って県漁連からお金を入れてもらうのではなくて、それぞれ別契約といたしましたので、町としては600万超えの契約をさせていただいて、結果的に県漁連ではなくて、全漁連のほうで応分の負担をしていただいたというふうな内容で、今回343万円の減額とさせていただいたというところでございます。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　何かあんまり分からぬ、内容がね、ちょっと全漁連が出てきたんだけれども。それはいずれにして、去年市場の運営者選定、予算を取って運営者を選定していくんだというようなことありました。今年度ももう終わりです。その選定経過といいますか、その流れはどうなっていますかね。今課長が言ったように、志津川支所のほうで、志津川支所というか県漁協のほうで撤退したいというような申出があつて選定するんだというふうなことであったんですが、その流れはどうなっていますか、中身は。

○議長（三浦清人君）　農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君）　結論から申しますと、今後の市場運営につきましては、漁協、町、買受人、漁業関係者含めて一丸となって運営をしていくということでございます。3月末までの委託契約ですので最終的な結論は変わらないとは思うんですけども、いろんな方法を探ったんですけども、例えば株式会社の大手の参入等も考えたんですけども、当然ながら市場水揚げが減少している中で、14億中、半分が銀ザケの養殖の水揚げ金額だということと併せて、町の特色である秋サケですとかタコがある程度、一定量揚がつていれば差別化もできるんですけども、なかなか今水揚げが下がっている中で、もうそういうこともできないということで、大手が参入するだけのメリットがないというふうな結論に達したということで、来年度も引き続き、今回、結論言いましたけれども、市場運営については南三陸町一丸となった取組で運営を図っていくというふうなことでの協議会等も含めて検討をしていくというふうなところでございます。

○議長（三浦清人君）　課長、その一丸の内容を語って。一丸が分からぬと、どのような、一丸の具体的な話。

○農林水産課長（千葉 啓君）　結局、町が開設者ですので、町に預けられても当然市場運営というのはできないわけで、当然漁協さんのはうである程度のコスト削減というふうな部分、

あとは今後でき得るようなことも含めて、市場関係者についてはいろんなルール等ももう一回見直しというふうな部分の中で検討していくというふうなところでございます。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　大金かけて立派な市場を造ったんですけれども、それは一つの水揚げ不振というようなことも大きく影響するわけですけれども、これはなくてはならない市場というような捉え方をしているんですが、水揚げが少なければ少ないなりのいろんな方策を取つて、運営を大きく落ち込まないような内容で考えていかないと地方の漁業者が困るわけですよね。ですから水揚げ額が云々ではなくて、そういうところを捉えていろんな策を講じていかないと、せっかく立派にした市場も宝の持ち腐れというか、そういうことになりますので、今まで以上に策を練る、まずもって買受人等々の質の向上等も指導しながらやっていかないとどうも先細りになるのかなと。

それで、一丸ですけれども、責任者というか、何か運営する中で問題が起きたときに責任の所在というのがどのようになっていくのか。一丸はいいんですよ、一丸は。それは一丸となるというのは、みんなでサポートしてやろうというような気持ちでしょうが、ただ中心となる部分はどこが請け負うんですかね、最後にそこだけ。

○議長（三浦清人君）　農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君）　責任者という件ですけれども、来年度すぐに県漁協が撤退するということではございませんので、そこは3年度の当初予算に計上させていただきましたけれども、改めて調査、委託も含めて検討していかなければならぬというところですので、来年からすぐに一丸となってやることではなくて、その辺は漁協が行うんですけれども、ただ今後二、三年をめどに移行する中で検討を図っていくというところです。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　県漁協のほうで嫌うというか、そういう部分はどういうことで嫌っているのか分からぬけれども、恐らく経営上好ましくないような状況であるために嫌うんだと思うんだけども、そうなっていくと経費の面で今後いろんな支援をしていかないとならぬのかなと、そう思っているんです。そこを今後どのように考えていますか。

○議長（三浦清人君）　町長。

○町長（佐藤 仁君）　今の状況等については今課長が答弁したとおりでございます。ただ、1つお話ししておかなければいけないのは、その方向性が出たことがそのまま丸のみというわけにはまいりませんということは課長のほうにも話しております。ですから、これから移行

していくに当たって、いろいろその辺の詳細も詰めていくことが、これから手順、作業になってくるというふうに思います。いずれにしましても、今お話をありましたように、当町の基本産業の本当に最たるものでございますので、ここはしっかりと運営をしていくということについての考え方、思いについては全く変わらないということあります。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） おはようございます。126ページ、歳入の使用料についてお聞きしたいと思います。先ほどの課長説明では、15億から14億に減ってその分だという、そういう説明ありました。そこで伺いたいのは、どういった部分での水揚げが減ったのか、魚種、もしくは水揚げが減って1億減ったのか、それとも昨今の疫病騒ぎで単価が抑えられてその分減ったのか、その点、お分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） コロナも若干関係はあるとは思うんですけども、全般的に水揚げ量が減っているというところが一番大きな要因でございます。全魚種中、ヒラメと真ダコ以外は全て前年度割れというふうな状況です。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） ヒラメと真ダコはよかったですけども、そこで主な大きく下がった魚種をもし2つ3つ教えていただければ。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 一番大きいのはイサダで、金額的に約3,500万ほど前年割れというところです。あとはアイナメですとかカレイ、そういった小魚も含めて先ほども申し上げましたようにほぼほぼ前年割れでございますので、その積み上げということでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そこで伺いたいのは主力のサケなんですけども、例年ずっと続いていて、今回の落ち込み具合は昨年と比べてあまりなかったのかどうかだけ確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） サケにつきましては昨年も不漁でございました。今年度も芳しくはなかったというところでございます。したがって、今年度につきましては採卵を強化いたしまして、昨年度の3倍ほどの卵は確保しているというふうな状況です。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点お伺いいたします。先ほどの答弁の中に、県漁連が二、三年後撤退というお話なんですけれども、非常にこの県漁連が撤退することによって町の市場としては大変なことになるかと思われます。この1,000万の予算のうち600万、今回343万の減額ですけれども、町の持ち出しが600万で、あの県漁連で出すお金はどこに入るのか、どの科目に入るのか、その辺をお伺いいたします。それと、今後見込まれる県漁連の、今年すぐ終わりとなるわけでないでありますけれども、県漁連から今後毎年度どのくらいの助成があるのか、その辺も併せてお伺いいたします。あるのか、ないのかも。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 先ほど申し上げましたように、今回の経営戦略の策定業務委託料につきましては、町の契約と全漁連の契約それぞれ別にいたしましたので、今回343万円減額ということですので、すみません、別契約でございます。ですから入りません。今後も何か歳入で漁連が出でることではございませんので、そこは御理解願います。

○議長（三浦清人君） ほかに。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、これから県漁連のそういうお金が入る、そういうことはこの会計を通さないで、それぞれにやっているということに解してよろしいでしょうか。（「少し分かりやすく」の声あり）

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 町は開設者でございますので、市場の例えば水質検査だったりフォーカリフトの修繕というのは行うんですけども、人件費を含めた運営というのは町の会計は別でございますので、運営は漁協がやっておりますので、そこは県漁連が運営に携わっているというふうな内容です。

○議長（三浦清人君） ほかにありますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第52号 令和2年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算  
(第1号)

○議長（三浦清人君） 日程第4、議案第52号令和2年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第52号令和2年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、歳入において国庫支出金、繰越金等を、歳出においては漁業集落排水事業費等を計上したものです。

細部につきましては上下水道事業所長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） おはようございます。それでは、議案第52号令和2年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について細部説明させていただきます。

補正予算書133ページ、134ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書の総括を御覧ください。

今補正は歳入歳出の総額をそれぞれ408万円増額し、2,508万円とするものです。

歳入歳出の補正の詳細について御説明いたします。

135ページをお開き願います。

歳入、2款1項1目漁業集落排水事業費、国庫補助金の19万3,000円の減額は、補助事業の補助対象額が確定したことによる減額です。

4款1項1目一般会計繰入金の140万5,000円の減額は、施設管理費が減額となったことから減額するものです。

5款1項1目繰入金552万1,000円の増額は、令和元年度の決算による繰越金の増によるものです。

7款1項1目漁業集落排水処理事業分担金の15万8,000円の増額は、新規接続1件の分担金です。

次ページ、歳出を御覧ください。

1款1項1目漁業集落排水施設管理費の159万7,000円の減額の主な理由は、下水道台帳作成

業務委託料、事業の内容を見直したことにより委託料が抑えられ、結果減額となるものです。

同じく2目漁業集落排水事業基金費1,000円の増額は、基金利子の積立金の追加です。

3款予備費は、歳入歳出の調整額として567万7,000円を増額するものであります。

以上で細部説明を終わります。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。

（「なし」の声あり）ないですか。

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第52号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第53号 令和2年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第53号令和2年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第53号令和2年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、歳入にて国庫支出金、繰越金等を、歳出においては下水道事業費、災害復旧費等を計上したものです。

細部につきましては上下水道事業所長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） それでは、議案第53号令和2年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について細部説明させていただきます。

補正予算書142ページ、143ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書総括を御覧ください。

今補正は、歳入歳出それぞれの総額に1,155万9,000円を増額し、それぞれ1億9,857万9,000

円とするものです。

それでは、歳入歳出の補正の詳細について御説明いたします。

144ページをお開き願います。

歳入、3款1項2目災害復旧費国庫補助金の1,000万円の減額は、災害復旧補助事業として予定した工事が他事業による工事に変更となることから減額するものです。

6款1項1目繰越金の3,355万9,000円の増額は、令和元年度の決算により増額するものです。

7款2項1目雑入の1,200万円の減額は、国道災害復旧工事の補償工事として行っている下水道管の移設工事のうち、補償費対象として認められる額が当初見込んだ額から1,200万円減少する見込みとなったものであります。

次ページ、歳出を御覧ください。

1款1項1目下水道総務管理費の353万7,000円の減額は、26節公課費において令和元年度分の消費税額が見込額を下回ったことと人件費の整理予算によるものです。

2目公共下水道基金費の1,000円の増額は、利子分の積立金の追加です。

2款1項1目特定環境保全公共下水道施設管理費の620万8,000円の減額の主な理由は、12節委託料において汚泥処理などに関する委託料が少額で処理できたことから減額となるものであります。

次ページ、146ページをお開き願います。

3款1項1目特定環境保全公共下水道施設災害復旧費の1,200万円の減額は、歳入の国庫補助金での説明のとおり、当該復旧工事を他事業で行うこととしたため減額するものです。

5款予備費は、歳入歳出の調整額として3,330万3,000円を増額するものです。

以上で細部説明を終わります。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三浦清人君）　日程第6、議案第54号令和2年度南三陸町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。町長。

○町長（佐藤　仁君）　ただいま上程されました議案第54号令和2年度南三陸町水道事業会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、収益的収入において営業外収益を、収益的支出において営業費用等を、また資本的収入において補助金等を、資本的支出において建設改良費を計上したものであります。

細部につきましては上下水道事業所長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君）　上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君）　議案第54号令和2年度南三陸町水道事業会計補正予算（第3号）について細部説明させていただきます。

補正予算書148ページを御覧ください。

第2条収益的収入及び支出において、収入、水道事業収益を912万8,000円増額し予定総額7億2,150万円とし、支出、水道事業費用を1,009万5,000円増額し予定総額7億2,136万5,000円とします。

第3条資本的収入及び支出において、次ページの収入、資本的収入を9,276万7,000円減額し予定総額9億8,119万9,000円とし、支出、水道資本的支出を1億823万円減額し予定総額11億6,401万6,000円とするものです。

それでは、収入支出の補正の詳細について御説明いたします。

153ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の収入、1款2項3目他会計補助金の2,794万8,000円の増額は、主に派遣職員等の人事費のうち一般会計で負担すべき金額に対し受入額が不足していたことから増額するものです。

4目長期前受金戻入の1,882万円の減額は、建設改良工事の繰越し等により減価償却資産の予定が増えず、それにより対応した補助金相当の戻入れが少なくなるためであります。

次に、支出1款1項1目配水及び給水費の208万4,000円の増額は、配水管漏水修繕等が多くなったことから委託料を増額するものです。

4目減価償却費の2,216万4,000円の減額は、収入の長期前受金戻入同様、建設改良工事の繰

越しなどにより減価償却資産が予定より増えず、減価償却費用が過大となり減額するものです。

5目資産減耗費の2,810万円の増額は、災害復旧の進捗により除却する資産が多くなったことから増額するものです。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費の40万円の減額は、一時借入金利息の減です。

2目消費税及び地方消費税の132万5,000円の減額は、消費税の確定申告により中間納付する消費税等が不足することから増額するものです。

次ページ、3目雑支出の150万円の増額は、給水装置費補助金が不足することから増額するものです。

3項2目過年度損益修正損の35万円の減額は、発生見込額が減少することから減額するものです。

次に、155ページ、資本的収入及び支出。

まず、収入、1款2項1目負担金2,909万5,000円の増額は、水道管移設工事に伴う補償費の増であります。

3項1目補助金の1億2,186万2,000円の減額は、補助対象の工事費が入札差金などにより減少することから補助金の額も減少となるものであります。

最後に、支出、1款1項1目水道施設建設費の1億823万円の減額は、工事費が入札差金などにより減額となるものであります。

以上で細部説明を終わります。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑願います。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 2点ほどお伺いします。1点目が支出の153ページですね。営業費用の配水及び給水費の中で208万4,000円、これは漏水が多く見られて、その管の委託というとの御説明なんですけれども、今、当町は災害で新しい水道管をほとんどのように入れていますけれども、この古い既存のものは何年かけて、古いのは昭和54年あたりから始めた水道だと思われますけれども、それが何%ぐらい残っていて、新しい町とか災害に遭ったところは新しい管を入れていると思われますけれども、何年計画でその古いものと入替えを計画しているのか、その辺と、今、歌津の杵沢周辺は水道管、露出になっています。新しく今やっているようですが、それが仮設なのかと思われますけれども、今後どのようにそれをやっていくのか、その2点お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 老朽管の布設替えの計画ですが、具体的な年数という部分につきましてはここで明確にはお答えできませんが、経営戦略の中で、毎年建設改良として1億円を投入するという計画自体はありますが、現在老朽している管が徐々に増えていくということもありまして、結局老朽管を布設替えしていく間に新たな老朽管が発生するということでいけば、延々と老朽管を替え続けていくというような形にならざるを得ないのかなというところであります。ただし、経営の改善等により1億円がもう少し大きな金額で投入することになれば、その分早く老朽管布設のローテーションに間に合うということで、終わる時期もあるかもしれません、現時点ではしばらくの間、老朽管の布設替えは続けていかざるを得ないところになります。

それから、伊里前の仮設管の撤去ですが、現在本管に入替え中であります、今年度工事発注しておりますが、若干今月中に終わらない見込みとなっておりますので、繰越しになる見込みとなっております。それが終われば仮設管を今年度中に全て撤去できるというところであります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、その老朽管の割合ですね、新しく入れた分とその割合、大体でいいですので、どのぐらいあるのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 詳細の資料、手元にございませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第55号 令和2年度南三陸町病院事業会計補正予算（第4号）

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第55号令和2年度南三陸町病院事業会計補正予算（第4

号) を議題といたします。

説明を求めます。町長。

○町長 (佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第55号令和2年度南三陸町病院事業会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響による医業収益等の収益的収入について、また新型コロナウイルス感染症対策に係る県補助金等の資本的収支について計上したものです。

細部につきましては病院事務長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 (三浦清人君) 細部説明を求めます。病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長 (佐藤和則君) それでは、議案第55号令和2年度南三陸町病院事業会計補正予算 (第4号) の細部説明をさせていただきます。

ページ数は157ページになります。

第2条におきまして、業務の予定量につきまして新型コロナウイルス感染症の影響などを加味し、入院外来ともに患者数の見積りを減少させました。

続いて、158ページ、第3条収益的収入及び支出でございます。医業収益と医業外収益の財源の組替えを行うものでございます。

第4条の資本的収入及び支出においては、出資金の清算のための補正を行うものでございます。

それでは、詳細を病院事業会計補正予算に関する説明書にて説明させていただきます。

162ページをお開きください。

今回の補正予算につきましても、新型コロナウイルス感染症に係る減収への対応や新たな事業実施に係る補正となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、収益的収入でございますが、収入は医業収益を新型コロナウイルス感染症に係る影響額として5,972万4,000円を減じております。第2項医業外収益では減収分の補填等として補助金を同額計上しており、差引きでの予定額の変更はございません。

次に、163ページ、資本的収入及び支出でございます。収入においては一般会計からの出資金を120万円減額いたしました。支出において有形固定資産購入費の支出見込みがほぼ確定したことによるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 簡単に1件だけ質問したいと思います。南三陸町においても悲しい出来事ですが発症者が出ていたということで、私も驚いています。そういった対応の拠点となるのが南三陸病院であり、また県の保健所だと思いますが、現在検査、どういった態勢で病院は臨んでいるのか、その辺だけお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） お答えいたします。PCRの検査協力につきましては、県の要請に応じてその都度行っている状況でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） それで万全ということだと思いますので、その辺、今後も住民へのそういった感染しないように、早期の発見、その辺が、無症状でもその辺が大切だと思いますので、御努力をお願いしたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 非常に残念なことで、当町にもコロナの感染者が発生いたしました。その場合、その方が病院を受診して分かったのか、電話連絡で分かったのか、直接気仙沼の市立病院に行って分かったのか、その辺と、町の放送で、残念ながらお一人の方がコロナに感染したということを放送したようです。私、直接聞いてはいないんですけども、町民の皆さんからはそういう声がありました。今、議会でも決議文を出しております。そういうことってどうなのかなと私は疑問するわけですけれども、放送でしたということは、2人目の方が出た場合また放送するのか、どういう経緯で放送に至ったのか、その辺、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） 病院は検査協力ということでございまして、最初の質問にお答えする立場にはございませんので御了承願います。

あと、無線広報等につきましては保健福祉課長のほうから答弁していただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 防災行政無線で当日、3月12日ですね、放送したわけですけれども、それに先立って宮城県から本日の県内の状況ということでプレス発表がされております。それを受けまして、本町でも発症いたしましたのでぜひ感染予防に心がけてくださいと

いう内容で放送をさせていただいたということでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 県が発表したと、それは新聞テレビ等の報道で町民の方々は皆知り得る事実でございます。町の放送でそれをまた発生したということを放送するのはいかがなものかなと、町民の人たちも危惧しておりますので、私もそう思います。ですから、捉え方だと思うんですけども、コロナの。今後そういう人が何人出たというようなクラスターですね、そういうものも危惧されますけれども、そのクラスターについてはどの程度承知しているのか、県とのやり取りの中で、今後発生するのかしないのか、今ゼロ、1人で止まっているのか、分かっている範囲でその辺お伺いします。

○議長（三浦清人君） 7番、クラスターが発生するのかしないのというのは分からぬ話であって、そういう質問で答弁は難しいと思いますけれどもね。今後、要するに感染者が出た場合には引き続き放送するのかという質問でしょうか。

○7番（及川幸子君） はい。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） するのかしないのかと言われれば、すると思います。というのは、議場でも何度も皆様から住民周知は大事だよというふうな注意もいただいているので、そのたびに出ました、出ましたというよりは、ぜひ注意してくださいと、これ以上広げないようにしてくださいという意味合いの放送は、これはさせていただかないといけないのかなというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 簡単に、新年度の医師の体制をどのようにになっているかお知らせ願いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

暫時休憩をいたします。

再開は11時20分といたします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時20分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、再開をいたします。

先ほど議案第54号の質疑の中で答弁を保留した件につきまして、上下水道事業所長の答弁を

許可します。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） それでは、7番及川議員の御質問に答弁保留していた件、老朽管の割合はというところの御質問でした。昨年末時点で、総延長全管で233キロあります。そのうち40年経過している管が35キロ、約15%が老朽管ということになります。

○議長（三浦清人君） それでは、病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） それでは、答弁させていただきます、簡潔に。常勤医2名が転出などの予定でございます。その後任については、2名既に決定しているという状況でございます。ほかに、国の支援で震災以来継続して東北大学のほうから、東北大学のメディカルメガバンク機構から交代制ではありますが常時2名の医師の派遣を昨年度まで賜っておりましたが、震災10年ということで国の支援が終了するということで、その2名については一応一区切りということになるんですが、これに対しまして宮城県が国に代わって支援体制を組むということで、1名減になりますが、東北大学から継続して1名の医師の支援をいただくということになってございます。口腔外科のドクターを入れて、現在実質8人体制でございますが、来年度1名減の7人体制ということになるということでございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 一時、町民の間で大分先生が減って今後どうなるんだというようなちまたの話になったようなことがありました。それで心配しておりましたが、これまでの体制をどうにか維持するというような解釈でよろしいかなと、今の説明でですね。ただ、歯科、口腔外科ですか、この分野で応援が入っているようですが、やはり震災前までの開業医などが大分減っておりまして、この当病院の患者が増えているというか、なかなか手に負えないような状況も出ているようありますので、この部分ももう少し強化していただければなと考えておりますので、いろいろ難しいところがあるようですが、引き続き頑張っていただきたい。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第56号 令和2年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第2号）

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第56号令和2年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第56号令和2年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る県補助金等の収益的収支について計上したものであります。

細部につきましては病院事務長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） それでは、議案第56号令和2年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第2号）の細部を説明させていただきます。

165ページになります。

第2条の収益的収入及び支出になりますが、収入においては、事業外収益を増額、特別利益を減額するものでございます。支出におきましては、事業費用を増額し、特別損失を減額するという内容でございます。

それでは、詳細は訪問看護ステーション事業会計補正予算に関する説明書にて説明させていただきます。

168ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る必要な事業実施に係る補正となっておりますので、よろしくお願いします。

収益的収入及び支出における収入は、2項事業外収益として県補助金70万円を計上しております。説明にもありますとおり、医療機関、薬局などにおける感染拡大防止支援事業費補助金として見込むものでございます。また、3項特別利益として、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金を見込んでおりましたが、一括して病院事業会計で対応できるという判断から、全額これを減額とさせていただきました。

支出でございます。歳入で説明申し上げましたとおり、県補助金の対象経費として感染症対

策の費用を計上し、3項で特別損失は執行することなく減額としたものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。  
ないですか。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第67号 訴訟上の和解について

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第67号訴訟上の和解についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第67号訴訟上の和解について御説明申し上げます。

本案は、本町を原告として係争中の損害賠償請求事件について、仙台地方裁判所から和解案が示され、当該和解案に従い和解することとしたいため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） それでは、議案第67号について細部説明申し上げます。

初めに、議案書を御覧願います。

本件につきましては、令和2年第3回臨時議会に議案第50号として付議し、決定をいたしました上、提起いたしました損害賠償事件について、ただいま町長が申し上げましたとおり、仙台地方裁判所から和解勧告として和解案が示されたことを受け、当該和解案の内容により和解することとしたいため、本定例会に追加提案させていただいたものであります。

事件名につきましては、仙台地方裁判所令和2年（ワ）第606号の損害賠償請求事件、当事

者といたしましては、原告は本町、被告は記載のとおり個人1名であります。

和解の内容といたしましては、被告が原告である本町に対し80万円を支払うといったものであります。なお、本件の付議に際し、被告側においては裁判所和解案を受け入れる意向との旨を代理人弁護士を通じ確認いたしております。

次に、議案関係参考資料を御覧願います。

1ページ、審議の経過等についてを御覧願います。

資料中の1、訴えの提起までの経過であります。昨年3月27日、議会において可決いただいた後、5月20日に本町訴訟代理人弁護士により、仙台地方裁判所に対し訴状を提出いたしております。

資料中の2として、裁判所における審議の経過であります。ただいま申し上げました5月20日の訴状提出以降、7月7日に仙台地方裁判所308号法廷において、第1回口答弁論が行われております。第1回口答弁論以降におきましては、計5回の弁論準備手続が行われております。

資料中の3として、裁判所による和解案の提示についてであります。この内容については、この後改めて御説明をいたします。

資料中の4として、次回期日において、お示しをいたしております次回期日は3月23日とされております。この次回期日前までに原告、被告双方において和解案に対するそれぞれの対応を示すよう、指示がなされております。

それでは、議案関係参考資料の2ページ及び3ページ目、裁判所和解案を御覧願います。

この和解案は1月29日の第5回目となる弁論準備手続の際に、原告、被告の双方に対し、裁判所から示された和解案そのものの写しであります。いわゆる和解勧告に当たるものであります。裁判所から示された和解案の内容については御覧のとおりであります。その概要について申し上げますと、1点目として、原告である町は被告の注意義務違反によって7,712万9,515円の被害を被ったと認めることができるということが、仙台地方裁判所から示されております。この7,712万9,515円という金額は町が訴状において示した損害額と同額であります。町が損害賠償請求をするに当たり、そもそもその損害として整理した額の全てについて、被告の注意義務違反により生じた損害であると認められたというものであります。

2点目として、ただいま申し上げました損害の発生は組織体制の充足や決裁機能、被告に対する監督が十分に機能していれば防げたであろうということ、こうした事情と被告の現在の支払い能力に照らせば、損害賠償の請求は損害額の約1%に当たる80万円を限度として理由

があると認めるという旨が裁判所から示されたものであります。

これら2点を踏まえ、3点目といたしまして、被告が原告に対して損害賠償金80万円を支払うことが仙台地方裁判所による和解案として示されたものであります。

ただいま申し上げました3点、これがいわゆる和解勧告の内容であります。

続きまして、資料の4ページ目以降の訴状、答弁書等における主張の概要について御説明申し上げます。

初めに、この資料自体の概要について申し上げますと、原告側の訴状と被告側の答弁書並びに準備書面における双方の主張の概要に関し、主たる内容について取りまとめ、お示ししたものです。

それでは、4ページ、大きく1点目、現告訴状の概要であります。本町が昨年5月20日に提出した訴状において示した請求の内容とその理由に当たる主張の具体であります。

次に、大きく2点目、本件訴えに対して被告側から提出された答弁書において示された内容であります。被告側は本件訴えについて棄却するとの判決を求めたものであります。

次に、5ページ、大きく3点目、被告側答弁書に対する町側の主張、いわゆる反論のための第1準備書面の内容であります。被告側の答弁書において立証等を求められた事項、そのほとんどは実際の事務手続の流れなどとなります。それについて主張し、また被告主張に対する反論を行ったものであります。

続いて、6ページ、大きく4点目以降は被告側による主張、反論の内容であります。昨年10月23日付で被告側から準備書面の（1）から（3）、同年1月13日付で準備書面の（4）、本年1月21日付で準備書面の（5）が提出され、被告としての主張が展開されているものであります。

以上の双方の主張を裁判所が司法に照らし総合的に判断し出された結果が、さきに添付させていただきました和解案ということであります。町といたしましては、司法の判断について和解に応じたいという考え方であります。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

なお、本案はこの後、特別委員会に付託して審査することになっております。念のためお伝えいたしますが、その場合、本会議において行う議案に対する質疑は総括的な内容とし、詳細な個別質疑は委員会で行うことになるものであるとされております。そういう意味で質疑を願います。なければ質疑を終結いたします。よろしいですか。（「はい」の声あり）

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第67号は、消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会に付託し、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、議案第67号は消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午前11時37分 休憩

---

午後 3時48分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

菅原特別委員長、大変御苦労さまでございました。スムーズにいったようで御苦労さまでした。

時間を延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、時間を延長いたします。

休憩をいたします。

再開は4時20分といたします。

午後3時49分 休憩

---

午後4時27分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど特別委員会に付託し、審査を行っていた議案第67号については、消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員長から委員会審査報告書が提出されております。

お諮りいたします。消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会は、議長を除く議員全員による委員会であります。また、本議案に係る委員長報告及び少数意見の報告についてはお手元に報告書を配付しておりますことから、会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告及び少数意見の報告を省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、委員長報告及び少数意見の報告は省略するこ

とに決定いたしました。

議案第67号の提出者の説明、質疑及び特別委員会の委員長報告が終了しておりますので、これより討論に入ります。まず、本案に対し反対討論の発言を許します。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 反対の立場から討論させていただきます。本案については、被告が和解案での限度額はたとえ1%であろうと、裁判所の和解案を読み解く限り支払いすべきではないと思われます。99%は町の責任と解するものです。被告は自分が私腹を肥やしたわけでもないのに退職に至ったわけです。希望を持って役場に入ったが、このような結果になり非常に残念なこともあります。お互い和解に向け寄り添うこともなく、今日まで時間を要したこととは残念なこともあります。行政が一職員を訴訟に追い込んだ事実は不本意なことであると考えます。これから職員はこのような組織に疑問を感じることではないでしょうか。今後の職員管理にも大きく影響され、あしき前例をつくってしまったと言っても過言ではありません。議会としても令和2年3月27日の議案第50号を議決に付したとき、もっと議論して、個々の意見を聴取すべきであったと反省させられます。

以上のことからしても、本案について反対するものです。皆様の御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 次に、賛成討論の発言を許します。11番星喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 仙台地方裁判所が司法に照らし判断をして提示した和解案ですが、非常に妥当性の高いものがあるものと思っています。町側も決裁制度が危機管理課内外において十分に機能していなかった点、また監督も十分でなかったことも少なからず事実であります。また、当該者の注意義務違反によってしっかりと職責を果たしておらなかったことにより、多額の損害を被ったことも事実であります。しかし、当該者は何の利益も得ておらず私腹を肥やすためのものでもなかった点、また当該者の現在の支払い能力等、総合的に判断した的確で妥当な和解案であると感じ、本案に賛成をいたします。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「反対でいいんですか」の声あり）反対討論。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 反対の立場から討論させていただきます。復興事業で忙殺されるような事態の中での事件というより事故のようなものだと私は認識していました。もっと町民に説明できるような、損害賠償の発生しない解決方法はなかったのか、1人の若い職員にだけ責任を押しつける感があり、無過失責任のような状態の中、たとえ1%といえども、このような前例をつくってしまうことに、今働いている職員、これから町のためにと思って職員とし

て希望を持って働き始める人たちにとって、どのような魅力ある職場に映るのでしょうか。

そのことを思うと、この町の未来は輝けるのでしょうか。そのことを思って、このような前例をつくってしまうことに対し、その目に見えぬ影響の大きさを思い、絶対反対という立場での反対とさせていただきます。

1人でも多くの賛同をお願いしたいと思い、反対討論とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） ほかに、賛成討論。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは、賛成の立場から意見を述べさせていただければと思います。

双方の主張が異なっている以上、司法の手に委ねるというのは最良な判断だったんじゃないかなというふうに思います。その結果、事実を事実として認定されたわけであります。内容を読みますと、個人に全責任があると断罪しているものでもありません。かといって町の監督責任のみを求めるものでもありません。支払い能力等を勘案したということであれば、出せる精一杯、お互いに歩み寄った結果だろうというふうに思いますので、この和解案を受け入れて前に進むべきかなというふうに考えます。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第67号を起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦清人君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することとし、16日午前10時より本会議を開くことといたします。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後4時35分 散会